

運輸・交通施策の推進に関する提言・要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担について財源措置を講じること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

- (1) 並行在来線のJRからの経営分離後も、安定的な経営を維持できるよう、事業運営に対する財政支援措置を講じること。
- (2) 並行在来線の事業用資産の無償譲渡、初期投資への起債充当を図るとともに交付税措置を講じること。
- (3) 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

3. リニア実験線の早期完成を目指すとともに、完成後の実用化確認試験を着実に実施し、リニア中央新幹線の早期実現に向けて、速やかに整備計画へ格上げすること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長など軌道系交通網の整備に対する補助適用及び補助制度の拡充を図ること。

5. 地方航空路線の維持等について

- (1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための

措置を講じること。

- (2) 地方空港における就航便を確保し、乗継運賃割引制度を拡充するとともに、空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。
- (3) 羽田空港の再拡張による発着枠の増加に際しては、国内線への十分な発着枠を確保するとともに、発着枠返上に伴って減便された路線を優先的に考慮すること。

6. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化(バリアフリー化)について

- (1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。
- (3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8. 高速道路の新料金体系に係る支援等について

- (1) 高速道路の無料化に当たっては、地域の足として重要な役割を担うフェリー、鉄道などの公共交通機関に与える影響を勘案し、国において存続に向けて損失補てんや競争力強化への支援など長期的な所要の支援策を講じるとともに、経済、交通、環境等に考慮した総合的な交通体系を早急に構築すること。
- (2) 高速道路の新料金体系においては、地域間格差を是正する全国一律の料金制度とするとともに、「生活道路」として利用している地域住民の負担増とならないよう、特段の措置を講じること。

9. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。

10. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。